

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年3月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所7階701会議室に招集する。

記

- 議案第67号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
 議案第68号 農地法第3条の規定による許可について
 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第71号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
 議案第72号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
 議案第73号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
 議案第74号 農用地利用計画の変更について（協議）
 報告第53号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第56号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	4番 近藤 輝彦	5番 加藤ふく子
6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一	9番 山田 正子
10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

3番 近藤 庄次

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 7 番 塚本 忠 8 番 山本 坂一

議 事

議 長 はじめに、議案第 67 号を上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

議案第 67 号

令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、別紙様式 1 に沿って説明させていただきますので、別紙様式 1 をお願いします。

まず、農業委員会の状況についてです。4 月 1 日現在となっていますが、現時点の数字が入っておりますのでご了承ください。

1 農業委員会の現在の体制として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び実数等について、2 農家・農地等の概要として、農家数や農業者数について記載しております。令和 6 年度と比較しますと一番右の表で、認定農業者は 1 増、基本構想水準到達者と農業参入法人は 1 減となっております。また、下の表で耕作面積は畑が 5 h a 減少しています。なお、合計の数字が本来は 1, 163 h a になりますが、有効桁数が 3 桁となっているため 1, 160 h a となっております。

裏面をお願いします。Ⅱ最適化活動の目標についてです。最適化活動の成果目標ですが、まず、農地の集積における現状及び課題としては、管内の農地面積等は記載のとおりで、課題としては、昨年同様、農地の出し手の把握や制度の周知等を行っていくことや面的な集積も検討していくことが必要であると考えております。

次に、②の目標としては、令和14年度までに集積率65%を達成させることを継続的な目標とし、それを達成するため今年度の新規集積面積を21haとし、全体としては、集積面積700ha、集積率59.8%を目指すこととしました。

続きまして、(2)遊休農地の解消についてです。現状としては、遊休農地面積が3.9haであり、前年に比べ0.4ha減少しております。課題としては、農家の高齢化に伴い、復旧後の管理ができないことが多いため、農地の有効活用を検討していくことが必要となっています。

次に、②の目標としては、それぞれ令和6年度と同様の内容であり、記載のとおりです。なお、緑区分の遊休農地とは草刈り等を行うことによってすぐに耕作可能となる農地のことであり、黄区分の遊休農地とは草刈り等で再生しないため基盤整備事業の実施が必要な農地のことです。

次ページをお願いします。(3)新規参入の促進についてです。

まず、現状としては、令和6年度の新規参入者は2経営体で0.1haでした。課題としては、就農や新規参入相談の事例はありますが、農業で生活できるレベルの就農に行き着くことが少ないことや企業の農業参入は増加傾向にありますが、長期的に経営を維持することができるか、注視していく必要があることです。

次に、②の目標について、下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表できる農地の面積は、国の指針により上段に記載のある過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっており、その権利移動面積の平均が109.2haであったことから、11.0haとしています。

続きまして、2最適化活動の活動目標についてです。

まず、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、令和6年度と同様8日としております。

(2)の活動強化月間の設定目標、(3)の新規参入相談会への参加目標についても令和6年度と同様の内容としており、取組内容については記載のとおりです。別紙様式1については以上となります。

議案書 1 ページに戻っていただきまして、

(2) 提案理由について

この案を提案したのは、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないからであります。

説明は以上です。

議 長 議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 農業参入法人が 1 経営体減っているのはなぜですか。

委 員

事 務 局 ●●●●が数年前から法人名義から個人名義に切り替えており、法人名義での借入がなくなったのを機に廃業したため、1 経営体減っています。

議 長 他に異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第 67 号を原案通り決定します。

議 長 次に、議案第 71 号整理番号 163 及び議案第 72 号整理番号 50 を上程し、事務局に説明を求めます。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規程されておりますので、山田友樹委員は退席していただきます。

(山田友樹委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 16 ページをご覧ください。

議案第71号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号163〕

（所在及び面積）

● ● ● ●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

● ● ● ●

（借受人）

● ● ● ●

（利用目的）

田

（期間）

令和7年4月1日から令和11年11月30日まで

26 ページをご覧ください。

議案第72号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号50〕

（所在及び面積）

● ● ● ●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和7年4月1日から令和16年11月30日まで

説明は以上です。

議長 議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第71号整理番号163及び議案第72号整理番号50を原案通り決定します。

(山田友樹委員着席)

議長 議案第72号整理番号46から48及び議案第73号整理番号4を上程します。

なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。

委 員

事 務 局

21 ページをご覧ください。

議案第 72 号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 46〕

（所在及び面積）

● ● ● ●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

● ● ● ●

（借受人）

● ● ● ●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日まで

以下、25 ページ〔整理番号 48〕までの申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

29 ページをご覧ください。

議案第 73 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 4〕

（所在及び面積）

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和 7 年 5 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日まで

なお、議案第 7 2 号と議案第 7 3 号の違いですが、基盤法の改正により令和 7 年 4 月設定分から中間管理事業における権利設定の手続きが変更になったため、今月の案件のみ旧法の農用地利用集積計画と新法の農用地利用集積等促進計画が混在するかたちになっております。

説明は以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広
委 員

異議なしと認め、議案第 7 2 号整理番号 4 6 から 4 8 及び議案第 7 3 号整理番号 4 を原案通り決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長

次に、議案第 6 8 号から議案第 7 4 号及び報告第 5 3 号から報告第

5 6 号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局

2 ページをご覧ください。

議案第 6 8 号

農地法第 3 条の規定による許可について

〔受付番号 2 1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

買収に伴う交換用地取得のために所有権を移転するものです。申請地
取得後の譲受人の経営面積は 5 5 a となり、農地法第 3 条第 2 項各号に
は該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

〔受付番号 2 2〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

経営規模拡大のために所有権を移転するものです。現在は畑を所有しておりませんが、令和４年まで自宅東の土地において２０年ほど耕作の経験があり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

３ページをご覧ください。

議案第６９号

農地法第４条の規定による許可申請について

〔受付番号４〕

（所在及び面積）

●●●●

（申請人）

●●●●

（転用事由）

自己用住宅敷地

申請地は、富士松北小学校の西約４０ｍのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地であるため、第３種農地と判断致しました。

申請人は長年、申請地を住宅敷地として利用していましたが、所有地の管理状況を確認したところ、農地転用の手続がなされていないことが判明しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、今後も引き続き利用する住宅敷地を適法な状態にするため、始末書添付のうえ、本申請に及んだものです。

４ページをご覧ください。

議案第７０号

農地法第５条の規定による許可申請について

〔受付番号 20〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、富士松支所の北東約 300 m のところに位置しています。農地区分は、役所等からおおむね 300 m 以内の区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、名古屋市に本社を置き、加工・販売業を主な事業とする法人です。申請人は、今川町の敷地内にて事業を展開していますが、業績好調に伴い駐車場が不足していることで路上待機しているトラックによる渋滞が発生しているため、駐車場 8 台分、549 m²を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和 7 年 2 月 13 日付けで、農用地利用計画の変更を完了しており、雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 21〕

(権利の種類)

使用賃借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、一里山市民館の東約500mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて妻と子の3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟90.27㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年2月13日付けで、農用地利用計画の変更を完了しており、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

5ページをご覧ください。

議案第71号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔受付番号141〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

使用貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日まで

以下、1 6 ページ〔整理番号 1 6 2〕までの申し出がありました。
内容については、それぞれ記載のとおりです。

1 7 ページをご覧ください。

議案第 7 2 号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 3 8〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 6 年 1 1 月 3 0 日まで

以下、２７ページ〔整理番号５１〕までの申し出がありました。
内容については、それぞれ記載のとおりです。

２８ページをご覧ください。

議案第７３号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号１〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和７年５月１日から令和９年１１月３０日まで

以下、２９ページ〔整理番号３〕までの申し出がありました。
内容については、それぞれ記載のとおりです。

３０ページをご覧ください。

議案第７４号

農用地利用計画の変更について（協議）

〔変更内容 除外〕

〔整理番号 1〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申出人)

● ● ● ●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、井ヶ谷グラウンドの北約 3 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が 1 0 h a 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて妻と子 2 人の 4 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅 1 棟 7 1 . 2 5 m²を建築したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号 2〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申出人)

● ● ● ●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、富士松北小学校の北約 1 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が 1 0 h a 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて妻と子1人の3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅1棟111.86㎡を建築したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号3〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

資材置場

申出地は、愛知教育大学の南約400mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、井ヶ谷町に本社を置き、水道工事業を主な事業とする法人です。これまで使用していた資材置場が使用できなくなったため、会社近隣にて資材置場の整備を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、資材置場690㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号4〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、富士松図書館の東約200mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は長年、申請地を住宅の駐車場として利用していましたが、所有地の管理状況を確認したところ、農地転用の手続がなされていないことが判明しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場1台分、31㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号5〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

運送事業施設及び駐車場

申出地は、富士松図書館の東約450mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、岡崎市に本社を置き、運送業を主な事業とする法人です。申出人は、池田町の敷地内にて事業を展開しており、駐車場を設けておりましたが、契約期間満了に伴い、新たな駐車場の整備を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場 16 台分、345 m²を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号 6〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、富士松支所の東約 300 m のところに位置しています。農地区分は、富士松支所から概ね 300 m 以内の区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断いたしました。

申出人は、住所地にて妻と子 2 人の 4 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅 1 棟 129.18 m²を建築したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号 7〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、刈谷大和幼稚園の南約 300 m のところに位置していま

す。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申出人は、住所地にてクリニックを運営しており、従業員や患者数の増加から令和3年に一時転用を行い、申出地を駐車場として利用していましたが、今後も引き続き駐車場の確保が必要となることから、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場33台分、913㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号8〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、泉田市民館の南西約250mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申出人は、住所地にてクリニックを運営していますが、このたび既存敷地内に不妊治療センターの増築計画があり、駐車場が減少してしまうことから、減少分の駐車場を確保する計画をしました。

そこで、今後も引き続き駐車場の確保が必要となることから、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場15台分、379.79㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号9〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

工業用地

申出地は、フローラルガーデンよさみの南約150mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

愛知県が策定した「あいちビジョン2030」では、戦略的な産業集積の促進が主要施策として位置づけられており、企業のニーズや動向に適応した迅速な用地開発を進めていく方向性が示されています。また、刈谷市が策定した「第4次刈谷市都市計画マスタープラン」では、申出地周辺地区を将来市街化区域編入検討区域の産業系新市街地として位置づけています。

企業訪問や来庁相談等から、工業用地の潜在需要は相当数あると考えられるため、新たな工業用地の造成事業を実施し、企業誘致を行うことが計画されました。しかし、既存の市街化区域でまとまった用地を確保することは困難であるため、適地を探した結果、農振農用地ではありますが、申出地にて工業用地245,727.80㎡を整備し、農振除外の申出をされたものです。

ページ飛びまして47ページをお願いします。

[整理番号10]

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、小垣江東小学校の北西約 2 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて妻と子の 3 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅 1 棟 1 2 0 . 1 4 m²を建築したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号 1 1〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申出人)

● ● ● ●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、小垣江東小学校の南約 1 0 0 m のところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて妻と暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅 1 棟 1 1 3 . 2 9 m²を建築したく、農振除外の申出をされたものです。

4 8 ページをご覧ください。

報告第 5 3 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 4 7〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅建築

以下、〔整理番号 5 0〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

4 9 ページをご覧ください。

報告第 5 4 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 1 5 2〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅敷地

以下、5 1 ページ〔受付番号 1 6 4〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

5 2 ページをご覧ください。

報告第 5 5 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

〔受付番号 4 8〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(解約通知日)

令和 7 年 3 月 3 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下 5 3 ページ〔受付番号 5 0〕までの通知がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

5 4 ページをご覧ください。

報告第 5 6 号

農地改良届出について

〔受付番号 1 3〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和7年3月10日から令和7年5月9日まで

説明は以上です。

議 長 上程議案並びに報告について、ご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉本常男 今回の2期をもって、刈谷依佐美地区開発による工業用地は終了で
委 員 すか。

事 務 局 現在、把握している計画では2期で終了です。

杉浦克敏 刈谷依佐美地区開発により、令和9年まで耕作ができなくなります。
委 員 ●●●●としては、経営面積が20ha減ることになります。難しい
問題であると思いますが、令和9年まで耕作ができるように検討して
もらいたいです。

稲垣重雄 54ページの〔受付番号13〕についてですが、1つの届出で、届
委 員 出人が3人となっていますが親族ですか。

事 務 局 耕作者は●●●●と●●●●となっており、地主3人の連名の届出
となっておりませんが、親族かどうかは不明です。

議 長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第68号から議案第74号及び報告第53号から報告第56号

までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第 6 8 号から議案第 7 4 号及び報告第 5 3 号から報告第 5 6 号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前 1 0 時 4 5 分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____

本会議に参加した者

事務局長

近 藤 浩

係 長

酒 井 武 士

主任主査

鈴 木 雅 博

主 事

須 田 裕 介

主 事

加 藤 立 紀